

<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内

TEL 078-331-2806 FAX 078-332-2796

ISSN 2186-1625 無断転載禁止

平成29年輸出入植物検疫概況(全国)

【輸 入】

平成29年に貨物で輸入された植物の種類別検査数量の増減(平成25年の数量を基準に算出)は、栽培用苗・球根類96%、栽培用種子91%、切花94%、生果実98%、野菜101%、穀類・豆類99%、雑品(嗜好品、香辛料、薬料、乾燥植物など)・肥飼料など113%、木材72%でした(図1)。このうち、最も増加した植物は雑品・肥飼料などで、最も減少した植物は木材でした。その他の植物については大幅な増減はありませんでした。

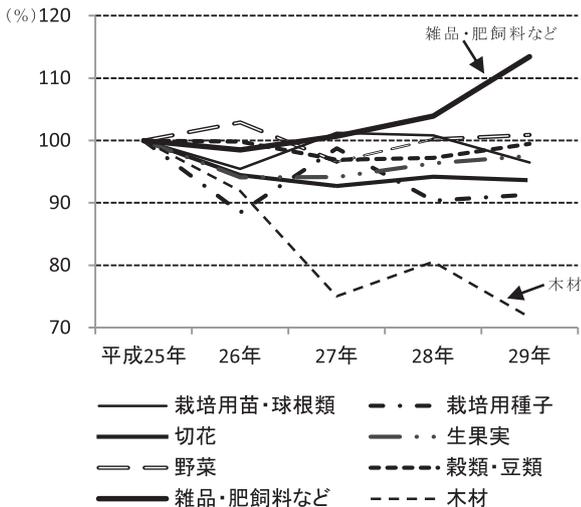


図1 植物の種類別輸入検査数量(貨物)の増減率(平成25年の数量を基準に算出)

また、検査件数は約64万件で、25年以降は62~67万件で推移しています(図2)。

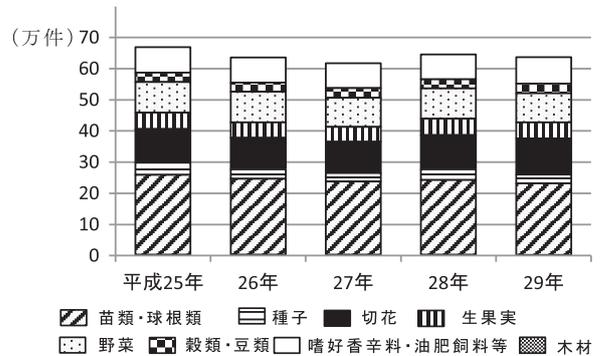


図2 植物の種類別輸入検査件数(貨物)の推移

植物の種類別の輸入検査状況の詳細は以下のとおりです。

●栽培用苗、球根類、種子

検査実績は、苗類約20万件4.6億個、球根類約3.1万件3.9億個、種子約2.7万件2.2万tでした。

主な品目は、苗類では、中国及びベトナム産キクさし穂、スペイン産カーネーション、台湾産ファレノプシスなどの花き苗、球根類では、オランダ産チューリップ属、ユリ属、グラジオラス属などの花き球根、種子では、アメリカ産イタリアンライグラスなど飼料・緑肥作物となっています。

輸入検査では、テンサイ(ビート)種子、フダンソウ種子などから重要病菌の*Uromyces betae*(テンサイさび病菌)が発見されています。

●切花

検査実績は、約12万件21億個で、中国、マレーシア、コロンビア、タイ、ベトナムなどから輸入されています。

主な品目は、サカキ属(4.1億個)、ヒサカキ属(3.8億個)、ナデシコ属(3.7億個)、キク属(3.4億個)、デンドロビウム属(0.9億個)で、これらの5品目で全体の約76%を占めています。

輸入検査では、アザミウマ科、アブラムシ科、ハダニ科、コナジラミ科、チョウ目などの発見が多く、*Spodoptera frugiperda*(ツマジロクサヨトウ)、*Epiphyas postvittana*(リンゴウスチャイロハマキ)などの重要害虫が発見されています。

●生果実、野菜

検査実績は、生果実約5.2万件164万t、野菜約9.4万件95万tで、主としてフィリピン、中国、アメリカ、ニュージーランド及びメキシコから輸入されています。

主な品目は、生果実ではバナナ、パインアップル、キウイフルーツ、オレンジ、グレープフルーツ、野菜ではタマネギ、カボチャ、ニンジン、ネギとなっています。

輸入検査では、メキシコ産アスパラガスなどから*Heliothis virescens*(ニセアメリカタバコガ)、オーストラリア産オレンジなどから*Pseudococcus calceolariae*(ガハニコナカイガラムシ)、アメリカ産セロリーなどから*Liriomyza langei*(ハモグリバエ科の一種)などの重要害虫が発見されています。



フィリピン産バナナの輸入検査

●穀類、豆類、雑品・肥飼料など

検査実績は、穀類約1.7万件2,418万t、豆類約1.4万件359万t、嗜好香辛料など約3.5万件67万t、油料・肥飼料、その他雑品約5万件967万tで、主な品目は、アメリカ産コムギ、ダイズ、ダイズ粕、乾牧草、カナダ産ナタネ、ブラジル産コーヒー豆となっています。

平成25年の検査数量と比較すると、雑品・肥飼料などが増加傾向にあります。その主な要因はバイオマス燃料で、特にインドネシア産は、平成28年の約43万tに対し、平成29年には約100万tと大幅に増加しています。

●木材

検査実績は、約2.4千件328万m³でした。

主な品目は、ダグラスファー、ベイマツなどのトガサワラ属やクハヤ属、カラマツ属となっています。

主な仕出国は、アメリカが全体の約50%、カナダが同28%と、北米からの輸入が全体の8割近くを占めており、次いでニュージーランド(12%)、ロシア(4%)、マレーシア(4%)と続いています。

輸入検査では、*Xyleborus*属、*Monarthrum*属及び*Dendroctonus*属などのキクイムシ科のほか、*Euplatypus*属などのナガキクイムシ科が多く発見されています。

【輸 出】

平成29年に貨物で輸出された植物の検査数量の増減(平成25年の数量を基準に算出)は、栽培用苗・球根類95%、栽培用種子102%、切花410%、生果実128%、野菜245%、穀類・豆類82%、嗜好香辛料・肥飼料等180%、木材336%でした。最も増加したのは切花で最も減少したのは穀類・豆類となっています(表1)。

表1 植物の種類別輸出検査数量(貨物)

種類	(単位)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
苗類	(万個)	981.7	849.7	947.3	973.1	942.6
球根類	(万個)	60.8	69.1	59.2	55.6	44.3
種子	(万t)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
切花	(万個)	31.2	42.3	75.3	100.8	128.1
生果実	(万t)	2.0	2.3	3.1	2.9	2.5
野菜	(万t)	0.8	0.7	1.9	2.7	1.9
穀類・豆類	(万t)	13.7	9.3	17.1	12.2	11.1
嗜好香辛料等	(万t)	0.6	0.5	0.5	0.7	0.8
肥飼料類等	(万t)	3.9	3.2	8.9	7.1	7.3
木材	(万m ³)	29.4	57.1	103.4	68.1	98.6
合計	(万個)	1073.7	961.2	1081.8	1129.4	1115.0
	(万t)	21.1	16.3	31.7	25.9	23.9
	(万m ³)	29.4	57.1	103.4	68.1	98.6

検査件数は、毎年増加しており、平成25年の約4.6万件に対し、平成29年は約8.4万件と大幅に増加しています(図3)。

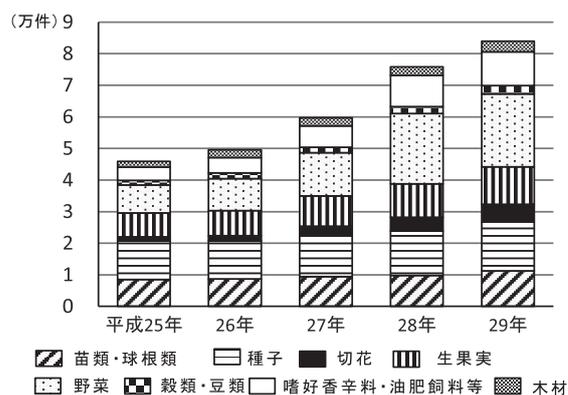


図3 植物の種類別輸出検査件数(貨物)

植物の種類別の輸出検査状況の詳細は以下のとおりです。

●種苗類

苗類の検査実績は、約1.1万件約943万個でした。主な輸出先国・地域（以下「輸出先」という。）は、中国、台湾、ベトナム、アメリカ、オランダです。主な品目は、キク、イヌマキ、ニホンナシで、中でも台湾向けニホンナシの穂木は、149件約754万本と数量全体の約8割を占めています。また、盆栽類の輸出も年々増加しており、平成29年は、約2.5千件約8.5万本で、平成25年と比較すると約2倍の数量となっています。

球根類の検査実績は、178件、約44万個でした。主な輸出先は、アメリカ、オランダで、主な品目は、カタバミ属、ヒガンバナ属、テンナンショウ属です。

種子の検査実績は、約1.6万件約0.2万tでした。主な輸出先は、中国、アメリカ、韓国です。主な品目は、キャベツ、ブロッコリー、ニンジンで、野菜類の種子が件数、数量ともに全体の約8割を占めています。また、チリ、タイ、イタリア産など外国産種子の再輸出が件数の約3割、数量の約5割を占めています。



中国向けイヌマキ苗の輸出検査

●切花

切花の検査実績は、約5.5千件約128万個でした。切花の輸出は、年々増加しており、平成25年と比較すると、平成29年は、件数、数量ともに約4倍になっています。主な輸出先は、中国、韓国、台湾で、主な品目は、バラ、ユリグルマ（グロリオサ）、スイートピーです。

●生果実、野菜

生果実の検査実績は、約1.2万件約2.5万tでした。主な輸出先は、台湾、タイで、件数、数量と

もに全体の9割以上を占めています。主な品目は、リンゴ、ブドウ、モモ、カキで、中でも台湾向けリンゴは、2.3千件2.1万tで、数量全体の約8割を占めています。

野菜の検査実績は、約2.3万件約1.9万tでした。主な輸出先は、タイ、台湾で、件数の約8割を占めています。主な品目は、件数ではオランダイチゴ、シソ類、ネギが、数量ではタマネギ、ナガイモ、ハクサイが多く輸出されています。特にタマネギは台湾及び韓国向けに1.1万t輸出され、数量の約6割を占めています。

●穀類、豆類

穀類の検査実績は、約2.5千件約11.1万tでした。主な輸出先は、ベトナム、タイ、アフリカ地域です。主な品目は、コム及びコムギ粉で、件数、数量ともに全体の9割以上を占めています。

豆類の検査実績は、106件約366tでした。

主な輸出先は、中国、台湾、タイ、ベトナムで、件数、数量ともに9割を占めています。主な品目は、ダイズ、アズキ、ヤエナリ、ラッカセイです。

●雑品、肥飼料類など

嗜好香辛料などの検査実績は、約5.2千件約0.8万tでした。主な輸出先は、タイ、ベトナム、台湾、中国、韓国で、主な品目はコーヒー豆（主に中南米、アフリカ産）、クリ、ゴマです。

油料・肥飼料などの検査実績は、約5.5千件約7.3万tでした。主な輸出先は、中国、タイ、ベトナム、韓国で、主な品目は、木製品、ドライフラワー、園芸用品です。

●木材

検査実績は、約3.3千件約98.6万m³でした。

主な輸出先は、中国、台湾、ベトナムで、特に中国は件数の約7割を占めています。主な品目は、スギ及びヒノキです。

輸出検疫は、輸出先国の検疫要求に応じた検査が必要です。輸出先国や品目によっては、輸出できない場合や日本での検査に時間を要する場合がありますため、植物を輸出される際は、お早めに植物防疫所へお問い合わせください。

※文中の表及び図は、植物防疫所の「植物検疫統計」から引用し、作成しています。

輸出特集3 アメリカ及びオーストラリア向けカキ生果実の輸出への取組

日本産カキ生果実は、日米及び日豪間の植物検疫協議の結果、昨年10月にアメリカ向けに輸出が可能となったのに続いて、今年1月にオーストラリア向けに輸出前の臭化メチルくん蒸処理によらない新たな検疫条件での輸出が可能となりました。

和歌山県のカキ産地においては、全国に先がけてこれらの輸出に向けた取組が行われてきましたので、その内容についてご紹介します。

1. 検疫条件の概要

アメリカ向けカキ生果実の主な検疫条件は①生産地域（生産園地）や選果こん包施設の登録、②栽培期間中の栽培地での検疫対象病害虫に対する検査及び病害虫防除、③選果こん包施設における選果の徹底となっています。

特に②の栽培地での検査では、アメリカが検疫対象としている病害虫の目視検査及び園地防除などの管理記録の確認など諸条件を満たした上で、植物防疫所による輸出検査に合格したものが輸出可能となります。

オーストラリア向けカキ生果実の主な検疫条件は、アメリカ向けとほぼ同じ条件となっていますが、特に②について登録生産園地でのカキノヘタムシガの発生調査及び防除が重要となることから、植物防疫官などが月2回の頻度でカキノヘタムシガの発生調査を行っています。

2. 検疫の対象となる病害虫

カキノヘタムシガは、蛾（ガ）の仲間、幼虫が果実に食入し、商品価値を損なうことから、カキの重要な害虫となっています。カキ生果実に関し、アメリカが検疫対象としている害虫は10種、病害は9種となっています。一方、オーストラリアについては害虫15種、病害1種が対象となっており、カキノヘタムシガ、コナカイガラムシなど、アメリカと共通の害虫が4種あります。日本から輸出されるカキにこれらの病害虫が付着して輸出されないよう、植物防疫所では栽培地検査や輸出検査を実施して細心の注意を払っています。



カキノヘタムシガの幼虫（和歌山県提供）



栽培地検査

3. 輸出産地の取組

和歌山県のカキ産地では、アメリカに輸出するための取組を数年前からはじめており、昨年収穫されたカキは、アメリカ向けに主に試食や店舗での店頭販売用として約1tが輸出されました。今年は現地での販売促進のため、約12tの輸出が見込まれています。オーストラリア向けも約1tが店頭販売用に輸出されました。

今年度の登録園地はアメリカ向けが19園地（前年比約10倍）、オーストラリア向けが4園地となっており、園地では刀根早生や富有などの品種が栽培されています。

4. おわりに

輸出関係者によると、アメリカ向けに輸出したカキは現地で食味や食感が好評とのこと。

今年は、和歌山県以外にも山形県、岐阜県及び福岡県が輸出に向けた取組を進めており、今後の輸出拡大が期待されています。

新たに採択された植物検疫措置に関する国際基準

1. 国際基準の概要

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) は、加盟国が科学的根拠に基づいた効果的な措置を適用するためのガイドラインとして作成されています。ISPMは、国際植物防疫条約 (IPPC) の規定に基づき定められ、世界貿易機関 (WTO) の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) の規定に適合する国際基準となっています。

ISPMは、IPPCの年次総会にあたる植物検疫措置に関する委員会 (CPM) で採択されます。平成30年9月現在で41本 (No.1~42で、No.30は欠番) のISPMが採択され、一般原則、輸出入規制システム、病害虫リスクアナリシス、植物検疫処理基準、病害虫同定診断などの様々な分野を扱っています。

ISPM案の検討に植物防疫所も参画しており、日本案の提案に当たっては国内関係者の意見を伺う「国際植物防疫条約に関する国内連絡会」が開催されています。

2. 新たに採択されたISPM

平成30年4月にイタリア・ローマにおいて第13回年次総会 (CPM13) が開催され、ここで5本のISPMが採択されました。

今回採択された5本のうちの4本が既存のISPMの改正又は追加であり、近年ではこのように採択済みのISPMに対しても、新たに得られた科学的知見などを反映するための見直しが行なわれています。

採択された各ISPMの概要は以下のとおりです。

【ISPM42 植物検疫措置としての温度処理の利用の要件 (新規追加)】

ISPM42は、低温処理、蒸熱処理、温湯処理などの温度処理消毒を実施するにあたっての技術的な指針を提供。温度センサーの設置や処理施設の認可条件などを定めています。

【ISPM5 植物検疫用語集 改正】

ISPM5は、IPPC及びISPMの履行に国際的に合意された用語範囲を提供するために作成された用語集。今回、8つの用語について、新規定義追



加、定義の変更及び用語削除が行われました。

【ISPM6 サーベイランス 改正】

ISPM6は策定後約20年が経過したため、サーベイランス (病害虫の発生に関するデータを収集し記録する公的な手順) の実施適正化を目的として、新たな知見を反映した全面的な改定が行われました。

【ISPM15 木材こん包材の規制 附属書1・2の改正】

ISPM15は、国際貿易における木材こん包材の消毒処理方法を含む規制について提供。これまで、熱処理、臭化メチルくん蒸及びマイクロ波処理 (誘電加熱処理の一種) が認められていましたが、今回、フッ化スルフルくん蒸とラジオ波処理 (誘電加熱処理の一種) が新たに処理メニューとして追加され、またマイクロ波処理ではこん包材の厚さと処理時間に関する条件が削除されました。

【ISPM28 植物検疫処理 附属書の追加】

ISPM28は、国際取引される果実など (規制品目) に関する病害虫 (規制有害動植物) の防除に使用される調和した植物検疫措置の要件を規定したものです。個別の消毒処理基準は、附属書として掲載されており、今回の総会でミカンコミバエに対するパパイヤの蒸熱処理の消毒基準が32番目の付属書として新たに設けられました。

*本文中の略語の説明

ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures

IPPC: International Plant Protection Convention

SPS協定: Agreement on the application of Sanitary and Phytosanitary Measures

CPM: Commission on Phytosanitary Measures

神戸植物防疫所

中国向け精米の輸出拡大に向けて

中国に精米を輸出する場合、中国が侵入を警戒する3種のカツオブシムシ類（ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシ）がいないことが確認された指定精米工場で精米が行われ、登録されたくん蒸倉庫で輸出前に消毒（くん蒸）されることが必要です。

また、精米工場及びくん蒸倉庫が指定・登録されるためには、3種のカツオブシムシ類を対象とした一定期間のトラップ調査、中国側植物検疫当局による査察などの手続が必要です。

平成30年5月に精米工場2施設（北海道及び兵庫県）及びくん蒸倉庫5施設（北海道、山形県、兵庫県及び熊本県）が新たに中国側に認められ、8月に兵庫県の指定精米工場で精米された富山県産の精米約17tが神戸港から、また9月に北海道の指定精米工場で精米された北海道産の精米約36t

が石狩湾新港から中国（大連港）へ初輸出されました。

今回の施設追加により、輸出機会がさらに拡大したことから、日本の精米が中国市場へより一層浸透していくことが期待されます。



輸出のためコンテナに積み込まれる富山県産精米

門司植物防疫所

「高速船（博多～釜山）で初の混乗便就航」

福岡市の博多港と韓国の釜山港の間は、国際定期航路としてJR九州高速船が運航する高速船「BEETLE」が就航しています。この高速船に対馬・比田勝港から国内旅客を相乗りさせる国内初の「混乗便」が週3便就航したことにより、今まで比田勝港から博多港までフェリーで5時間以上を要していた移動時間が2時間余りに短縮されました。

国際旅客と国内旅客の混乗にあたり、CIQ関係官署とJR九州高速船との間で混乗船の構造や旅客の動線に関する要件などについて調整が行われ、植物検疫としては、船内で国際旅客と国内旅客が、その手荷物も含めて仕切られていることを要件として伝えていました。それらに基づいて高速船の客席191席のうち2階の26席を国内旅客専用として、運航上の安全にも配慮しつつ国際旅客と国内旅客との接触、物の受け渡しを防ぐためロールスクリーンなどで隙間がないように仕切るなどの改修

が行われ、CIQ関係官署による2度の改修確認が行われました。また、比田勝港での国内旅客の乗船及び博多港での下船時にも国際旅客と国内旅客との接触がないよう動線に配慮されています。



国際旅客と国内旅客の仕切りに設置されたロールスクリーン及びカーテン（国際旅客側から）

那覇植物防疫事務所

石垣島での動植物検疫などの広報活動

平成30年7月5日及び6日、動物検疫所沖繩支所、沖縄県家畜保健衛生所及び那覇植物防疫事務所石垣出張所の3機関合同で、石垣市内の2ヶ所の小学校において、5、6年生を対象に広報活動（出前授業）を実施しました。家畜保健衛生所からは獣医の仕事について、植物防疫所と動物検疫所からは広報動画「動物検疫・植物検疫 ～海外からの持ち込みに注意～」を用いて、検疫に関する説明及び拡大模型を用いてミカンコバエなどの重要害虫について解説を行いました。授業後半には、検疫探知犬による肉製品や果物の探知デモンストレーションを行いました。

実施後のアンケート調査では、「日本に持ちこめない肉製品や植物のを知ることができて良かった」、「外国に旅行に行くときは気を付けたい」など

の感想をいただき、好評であったことが伺えます。

なお、前日には新石垣空港国際線ターミナルビル旅具検査場で、地元マスコミを対象に検疫探知犬による探知デモンストレーションも行っており、出前授業を含めて、これらの様子が地元新聞社やテレビ局で報道され、地域の皆さんに動植物検疫について紹介できた良い機会となりました。



最新情報 >>>

植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

平成30年11月16日現在

法令改正関係情報

- ペルー産うんしゅうみかん生果実の輸入が条件付きで解禁されました(平成30年9月26日)
- 植物防疫法施行規則の一部が改正されました。改正内容は、植物等を輸入できる飛行場に大阪国際空港及び神戸空港の追加です(平成30年9月11日)
- 「オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領」を制定しました(平成30年8月10日)
- 「植物防疫法施行規則」(昭和25年農林省令第73号)の別表2の付表20が改正されるとともに「カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」(昭和57年5月20日)及び「カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和57年5月20日)が改正され、「カナダの指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」が制定されました。主な改正内容は、くん蒸によらない方式を追加し、全品種の輸入が可能となることです。(平成30年7月31日)
- 「カナダ向け輸出りんご検疫実施要領」を制定しました(平成30年7月24日)

植物検疫関係情報

- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるタイの情報を更新しました(平成30年11月15日)
- 【輸入】輸入許可制度に関するお知らせを掲載しました(平成30年11月)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました(平成30年10月5日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるペルー共和国の情報を更新しました(平成30年10月4日)
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年度りんご・なし)を更新しました(平成30年9月28日)
- 【輸出】「輸出条件詳細情報」におけるペルー向け輸出条件早見表(貨物)を更新しました(平成30年9月26日)
- 【輸出】カナダ向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年度りんご)を掲載しました(平成30年9月11日)
- 【輸出】米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年度かき)を掲載しました(平成30年9月11日)
- 【輸出】オーストラリア向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年度かき)を掲載しました(平成30年9月11日)
- 【輸出】「二国間協議により検疫条件が定められている品目」におけるタイ向け(かんきつ類)の情報を更新しました(平成30年8月31日)
- 【輸入】イタリア産にんじん種子の輸入検査における *Candidatus Liberibacter solanacearum* (Lso) の2次検査対応について(平成30年8月21日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるインドの情報を更新しました(平成30年8月21日)
- 【輸出】ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年度りんご)を掲載しました(平成30年7月27日)
- 【輸出】タイ向け輸出に係る日本産りんご及びいちごの生果実の生産園地及び選果こん包施設の登録について(平成30年7月25日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるユーラシア経済同盟(EAEU)の情報を更新しました(平成30年7月24日)